

## 令和5年監査公表第2号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和5年12月26日

半田市監査委員 西川 承

### 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和5年10月24日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■  
■■■■

##### 2 請求書の提出

令和5年10月24日

##### 3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

#### ●令和5年10月24日付け、住民監査請求書（8枚）（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述を求めますので、その機会を与您えいただくよう依頼します。

##### 1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏

##### 2. 請求の趣旨

令和5年6月21日、同22日に、半田市役所5階全員協議会室で半田市議会議員22名全員に対して、半田市役所関係者が講師になって議員勉強会を行っています。

この勉強会の目的から、勉強会実施の為に要した講師の費用及びその教材費は半田市議会議員が全額負担すべきです。ところが、これらの費用全額を半田市役所側が負担していますので、次の

費用を半田市長から半田市議会に請求し、受取った額を半田市役所に返済せよ、との判断を求めます。

講師代 30,000 円、教材代 33,000 円 合計 63,000 円(約 2,900 円/人)

### 3. 請求の理由

本件の勉強会の目的は、前市議会議員 22 名全員が、今後の議員活動・議会活動に活かすために情報を共有することです（書証 1. より）。

そして、本件勉強会のテーマは、次頁に記した（1）．～（3）．の3テーマです。

この全市議員 22 名の勉強会の目的は、上記の通りですので、その為に支出した次の費用は、半田市議会議員が全額を負担すべきです。

i. 講師代 30,000 円（講師 3 名分）

1 万円/人×3 名（講師一人で 1 時間 1 万円です。） 450 円/1 講座・1 名

ii. 教材代 33,000 円

500 円/冊×22 名×3 科目（コピー代、人件費）

合計 63,000 円です。（i. + ii.）

なお、上記の金額は、世間の相場を想定して、請求人が算出しました。

半田市議会議員には、議員報酬として、年間 600 万円以上税金から支出しています。議員報酬で議員自ら勉強すべきです。

次頁以降で、そのように判断した理由を記述します。

#### （1）．市議会議員の勉強会実施概要とそのリスク。

令和 5 年 6 月 21 日～22 日に市役所 5 階の全員協議会室で半田市議会議員 22 名全員が勉強会を実施しました。

その実施概要は次の通りです。

（1）． 6 月 21 日（水）午後 2 時～3 時 講師 半田病院職員。

テーマ：「地方独立行政法人」（知多半島総合医療機構設立に向けて）

（2）． 6 月 22 日（木）午前 10 時～10 時 55 分 講師 伊藤氏

テーマ：「半田市中心市街地活性化の進め方について」

（3）． 6 月 22 日（木）午前 11 時 5 分～11 時 55 分 講師 中野氏

テーマ：「半田市 6 次産業化農業支援者プロジェクトが目指すところ」

上記の（1）～（3）の勉強会の目的は、市議会議員全員が情報を共有することで、今後の議員活動及び議会活動に活かすためであるとされています。

以上の記述は、書証 1. 及び市議会議員事務局議事課に請求人が電話で確認しました。

<本勉強会は根本的問題があります。>

上記の（2）と（3）のテーマは、奥が深く講師個人の知識・能力に半田市政の将来の方向性を託してしまうのは、リスクが有るので注意する必要性を感じます。

特に、上記（2）のテーマは、名鉄知多半田駅及び JR 半田駅前の再開発を実施する計画時に行うべきで、今更手遅れでないか？

#### （2）．本件勉強会の実施上の問題・疑問。

書証 1. (はんだ市議会だより No.228 令和 5 年 9 月 1 日の 11 頁) によると、本件勉強会実施の目的は、次であると上方に記しています。

- i. 全議員 22 名が学び情報を共有。
- ii. 今後の議員活動、議会活動に活かす。

上記の i. と ii. の目的から、本件勉強会の実施上の問題を考察した結果、次の疑問が有ることが分りました。

- ・ 疑問 1. 本件勉強会のテーマ全て、市議会が市からの議案を承認し、可決している。今更、議員全員が勉強する必要は何か？(市が講師と契約したこと)。
- ・ 疑問 2. 勉強会の講師は、全員市役所職員あるいは、市役所側関係者です。市役所側の考え方を市議員に誘導される可能性があるのではないか。  
(次頁にこの根拠を記述しています。)
- ・ 疑問 3. 本件勉強会のテーマ全て、すでに世間で伝えられており、何ら先進的な考え方ではない。議員・議会が勉強したいのであれば、自身で情報収集し、自身で講師を捜して実施するテーマではないか。
- ・ 疑問 4. 本件勉強会実施のために費やした全ての費用を半田市役所(半田市)が負担している。市議会・市議員側が負担すべきではないか。

前頁の「疑問 2.」を請求人が述べる根拠

「市議会議員を市役所の職員が骨抜にしている。」

半田市役所の職員は総合的な能力面で半田市議会議員に較べレベルが高い状況にあります。具体的には、学歴のレベル・行政各分野での専門知識・行政執行上の権限・そして対象人数(市議員は、22 名で、市職員の人数はその数 10 倍です。)では多勢に無勢です。

このような市議会議員を半田市役所の次の部門が骨抜にしています。その状況は、次の通りです。

- ア. 市議会事務局議事課と総務部総務課の職員は、市議会に関する諸手続・準備・後片付け等、至れり尽くせりであり、上げ膳据え膳の手厚さです。そして、市議会議員には、礼をつくし、議員を骨抜き状態にしてしますのです。
- イ. 市議会議員は、半田市役所関係者(市職員とその OB、OG、そのファミリー)を大切にする傾向にあります。市議会議員の選挙で、市関係者と良好な関係であるほうが選挙戦上有利であるからです。
- ウ. 市議会と市職員(市長以下の)は、上記のア. とイ. の関係によって、半田市役所の職務上の問題を隠してしまいます。この状況が半田市全体に(マイナスの)影響が及ぶのです。
- エ. 市民に対して、刑事事件を誘発したり、刑事事件を捏造しても、それらの犯行を正当化してしまう半田市役所の体質は、半田市の旧態依然とした風土を背景に、上記のア、イ、ウの状況を生み出していることが原因であると、原告は推察・危惧しています。

(3) 半田市役所は、市議会を不正誘導する癖がある。

半田市長以下の半田市役所は、議会事務局議事課や総務部総務課の職員を利用して、半田市議会議員を骨抜きにすることで、市役所の政策を議会審議で不当に可決させようとしたり、市役所の不正体制を隠ぺいしようとする事実があります。

本件住民監査請求の勉強会についても、半田市役所が市議会を不正誘導しているとの疑惑

を感じます。

請求人がそのように記述する理由・根拠は次の通りです。

- ・ 理由その 1. 本請求書の 4 頁に記述した本件勉強会に対する請求人による疑問 1. ～ 4. に記述しているとおりです。
- ・ 理由その 2. 半田市役所全体が犯罪組織化している事実について、半田市役所は市議会・市民に隠ぺい対応をしつづけている。(例えば、市選挙管理委員会委員、住民監査請求の監査委員、情報公開審査委員を、市役所のシンパを指名することで各委員が不正判断している事実、あるいは、市民の口封じを目的に市民に刑事事件を捏造した事実を正当化することで犯行を隠ぺいする等)。
- ・ 理由その 3. 市議会議員に守秘義務があるとの勉強会を情報公開審査会会長を講師に実施をして、議員立法させる方向に仕向けて、市議員から市民に正当な市政情報を伝わらないようにした。  
そうしておいて、半田市政上の諸問題を表面化できないように工作した。この不正誘導は、昨年総務課と議事課による陰謀と思われる。  
(次頁にこの事実を記述しています。)

前頁の「理由その 3. 」について、具体的状況。

「情報開示請求制度の不正運用の状況」

市民が半田市長に情報公開請求を提出した場合、半田市役所にとって都合のよくない情報を開示否とします。否とされた市民が、市の審査会あてに審査請求を書証と共に提出をすると、同事務局(市総務課)は、市にとって都合の悪い書証をはずして審査会あての諮問書を作成して妨害しました。

この状況を審査会に文書で伝え、諮問書を作成し直すよう要請したところ、同審査会は、対応せず再び開示否としました。原告が開示を求めている情報は、市選挙管理委員会の 4 人の委員の住所も含まれていました。

本件半田市長選挙での事前運動について、市選管事務局(市総務部総務課)が揉み消そうとするので、原告が市選管委員に直接説明をしようと考え、同委員の住所を開示請求したのです。なお、同審査会の会長は、半田市内に住所を有する弁護士で、この弁護士の父親が半田市役所の元幹部職員です。このように、半田市の各種委員は、半田市役所のシンパ市民が着いているのです。

その後、半田市選挙管理委員会の 4 名の委員の氏名と住所を告示するよう半田市選挙管理委員会規定(甲 39)の 2 条. 3. と 4 条. 2. で規定していることが分かりました。半田市が原告からの開示請求を否とした上記の判断は、誤りであったのです。

以上に記したように、半田市の情報開示請求制度における審査会の委員は、市のシンパであり不正運用体制なのです。

なお、市選挙管理委員会では、その起案文書を全て書記長（同委員会の事務局です。）を経由するよう同委員会規定（甲 39）の 19 条で定めていることから、原告が事前運動について同委員会の委員に直接問題提起することを避けようとしたものと思われます。

#### 4. 証拠方法

- ・ 書証 1. 令和 5 年 9 月 1 日 はんだ市議会だより No.228 11 頁  
「議員勉強会を行いました」

以上

### 第 2 監査の要件請求

令和 5 年 10 月 24 日に提出された住民監査請求書（8 枚）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同年 11 月 1 日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

なお、「2. 請求の趣旨」において、「勉強会」と記載されているが、正しくは、「勉強会」である。ただし、監査の結果に影響を及ぼさないことから、請求人に対して、補正を求めている。

### 第 3 監査の実施

#### 1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して令和 5 年 11 月 13 日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■ ■ ■ ■

#### 2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（8 枚）」の「請求の内容」欄には、「この勉強会の目的から、勉強会実施の為に要した講師の費用及びその教材費は半田市議会議員が全額負担すべきです。ところが、これらの費用全額を半田市役所側が負担していますので、次の費用を半田市市長から半田市議会に請求し、受取った額を半田市役所に返済せよ、との判断を求めます。」と記載されている。

したがって、請求人が主張される、半田市側が負担したとする勉強会の金額について、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

なお、返済する金額は 63,000 円(講師代 30,000 円+教材代 33,000 円)となっているが、これは請求人が独自に算出した金額である。

また、法第 199 条の 2 の規定に基づき、岩田玲子監査委員は除斥とした。

### 第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

#### 1 議員の活動原則について

「半田市議会基本条例（平成 23 年半田市議会条例第 1 号。以下「条例」という。）」第 4 条で、「議員は、次に掲げる原則に基づいて、活動しなければならない。1 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の言論を尊重するとともに自由な討議を推進すること。2 市政の課題全般について調査研究するとともに市民の意見を的確に把握すること。3 議会の構成員として、自らの利益又は一部団体若しくは地域の利害にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。4 次に掲げる会議に出席しなければならないこと。イ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法律」という。）第百十五条に規定する議会の会議（以下「本会議」という。）ロ法律第百九条に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会、半田市議会の政治倫理に関する条例（平成十五年半田市条例第四十一号）第五条に規定する政治倫理審査会並びに法律第百条第十二項に基づき半田市議会会議規則（昭和四十三年半田市議会規則第一号）で規定する会議（以下「委員会等」という。）5 政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員自らの研修の充実強化に努めること。」と規定している。

## 2 市民への説明責任について

条例第 6 条では、「議会は、市民に対し情報を積極的に発信し、情報の共有化を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。」と規定しており、議員勉強会はこの目的を果たすために開催された。

## 3 議員総会について

議員総会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法律」という。）第 100 条第 12 項に基づき、半田市議会会議規則（昭和 43 年半田市議会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 158 条が定められ、同条の規定に基づき、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として設けられており、その目的は、「行政の計画及び課題に関し把握又は協議を行うこと及び議会運営に関し協議又は調整を行うこと。」と定められている。

なお、議員勉強会は、議員総会として開催された。

別表（第百五十八条関係）※抜粋

名称	目的	構成員	招集権者
議員総会	一 行政の計画及び課題に関し把握又は協議を行うこと。 二 議会運営に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長

## 4 議員総会ではなく議会勉強会という名称を使っている理由について

議会が、市民に対し情報を発信する場合に、議員総会という言葉より議員勉強会の方が、議員の活動内容をより分かりやすく伝えられる言葉であることから、議員活動などを市民に伝える「議会だより」では、議員勉強会を用いている。よって、関連する資料等についても、議員勉強会を用いることがある。

## 5 議員勉強会のテーマについて

「地方独立行政法人知多半島総合医療機構設立に向けて」、「半田市中心市街地活性化の進め方について」及び「半田市 6 次産業化農業支援者プロジェクトが目指すところ」については、半田

市が取り組んでいる重要な施策であり、議員に対して市民からの問い合わせがあるため、条例第 6 条第 1 項に基づき、市民に対して説明責任を十分に果たす目的から、議員勉強会のテーマとして取り上げた。

#### 6 議員勉強会への職員の派遣について

法律第 1 条の 2 では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定されている。

これに伴い、地方自治体は、行政事務を行う上で、必要な場合にその内容等を市民に対して説明する責任を有しているものと考えられる。

### 第 5 判断

#### 違法又は不当な公金の支出との主張について

法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

半田市役所関係者を講師として開催した議員勉強会の為に要した講師の費用及びその教材費を半田市議会が負担せず、半田市が負担していることについて、以下の通りと考える。

議会には、市民に対して説明責任を十分に果たす義務があり、議員勉強会のテーマとなった「地方独立行政法人知多半島総合医療機構設立に向けて」、「半田市中心市街地活性化の進め方について」及び「半田市 6 次産業化農業支援者プロジェクトが目指すところ」については、市民の関心が高く、議員に対して市民からの問い合わせがある。

その際には、職員に代わって説明を行うこともあり、必要な情報を得ておくことが求められているため、議会活動の一環である議員総会として、これら事業の現状把握等を目的に議会が開催したものである。

一方、半田市は、議会の依頼に基づき職員を派遣しているが、市民の代表である議員に対して、現在、市が進めている重要な事業の説明を求められたものであり、依頼されたテーマに関しては、その事業の現状等を伝える必要性があると判断し、職員を派遣したものである。

そして、職員の派遣は、市民の代表である議員への説明を目的としたものであり、市民に対する説明と何ら違いがあるものではなく、議員勉強会は、効率的に説明する機会として有用である。

そもそも、当該職員に対して給与以外に講師代等として支払われた金銭は一切存在しない。

このような状況から、議員勉強会の開催の目的は、単なる議員の知識の取得ではなく、事業の現状把握に加え、市民からの問い合わせにも対応するものであり、また、市側は、その趣旨に対して職員の派

遣を必要と判断していることから、議員勉強会に要した費用（講師代、材料費）については、特段、議会側に求めるものではなく、市が請求を行っていないことは、何ら問題はないと考える。

上記の理由から、令和5年6月21日、同22日に開催された議員勉強会の為に要した講師の費用及びその教材費を半田市議会が負担していないことについて、半田市の「違法又は不当な公金の支出」は認められない。

## **第6 結果**

本住民監査請求については、法第242条第11項の規定に基づき、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上